港湾調査規則の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和６年 12 月 24 日
国土交通省総合政策局

国土交通省では、令和６年 10 月９日から令和６年 11 月８日までの期間、「港湾調査規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して、１件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見とそれに対する当省の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

御意見の内容	国土交通省の考え方
調査対象を見直すこと自体は、やむを得ないとしても、調査対象の見直し対象となる港湾が多すぎです。地方経済の立て直し策の実施が急務ではないでしょうか。	港湾調査は、全国の港湾の実態を把握することを目的に実施している統計調査です。 調査対象港湾の見直しにあたっては、各港湾の直近の入港実績や貨物取扱実績を確認し、実績が著しく低い港湾は、調査の目的や報告者負担の軽減等の観点から調査対象外とする等、一定の基準に基づいて見直しを行っており、その結果として、今回の見直し港湾数となっております。